

令和7年度沖縄県介護生産性向上推進総合事業業務委託 に係る企画提案公募要領

1 業務の目的

今後、介護サービスの需要がさらに高まる一方で、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれており、沖縄県内においても介護現場の人材不足は喫緊の課題となっている。そのため、介護ロボットや介護業務支援ソフトなどの介護テクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進め、職員の業務負担を軽減するとともに、職員の処遇改善等により、人材の確保・定着を図っていく必要がある。

このような介護現場における生産性向上の取組は、徐々に浸透しつつあるが、より取組を効果的に進めていくため、県内外の介護サービス事業所の優良事例等を広く普及していくとともに、相談体制の整備や介護現場のニーズに応じた伴走支援が必要となる。

本業務は、県内の介護現場における課題等を共有し、対応策等に関する意見を聴取するため「沖縄県介護現場革新会議（仮称）」を設置するとともに、介護サービス事業所向けにワンストップ型の相談窓口等の機能を持つ「沖縄県介護生産性向上総合相談センター（以下「センター」という。）」を設置し、介護現場における生産性向上を推進することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 令和7年度沖縄県介護生産性向上推進総合事業委託業務
- (2) 業務の期間 契約の締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務の内容 別掲「業務委託仕様書」による。

3 見積限度額

29,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案の募集にあたり設定したものであり、受託候補者の決定後、当該受託候補者の企画提案内容を仕様書に反映させたいうで、あらためて見積書を徴取することになるため、実際の契約金額と異なる場合があることに留意すること。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 過去 3 箇年（令和 4 年度～令和 6 年度）の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする類似業務の受託実績を過去 2 箇年（令和 5 年度～令和 6 年度）の間に 2 件以上有し、これらの契約を全て誠実に履行した者であること。

5 スケジュール

- (1) 企画提案募集開始 令和 7 年 5 月 8 日（木）
- (2) 質問受付締切 令和 7 年 5 月 14 日（水）13 時必着
※ 様式 6 により電子メールにて受け付ける。（電話は不可）
- (3) 質問回答 令和 7 年 5 月 15 日（木）（予定）
※ 公募情報の Web サイトに掲載する。
- (4) 企画提案書等受付締切 令和 7 年 5 月 23 日（金）15 時必着
- (5) 企画提案審査 令和 7 年 6 月 3 日（火）
- (6) 審査結果通知 令和 7 年 6 月 5 日（木）（予定）
- (7) 契約締結 令和 7 年 6 月中旬

6 企画提案書の作成等について

(1) 企画提案の内容について

企画提案審査会でのプレゼンテーションを想定して、下記の項目について作成すること。（任意様式）

① 事業実施方針及び運営体制

- ア 事業実施体制・運営方法
- イ 人員体制（スタッフの知識・経験、スキル、役割分担など）
- ウ 事業目標を踏まえた事業実施方針、全体スケジュール

② 具体的な事業計画

- ア 相談窓口の設置、運営
- イ 有識者の派遣及び伴走支援

- ウ 介護ロボット・ICT機器の展示、試用貸出
- エ 介護現場の生産性向上の取組に関する研修会
- オ 生産性向上に関する効果的な情報発信
- カ 生産性向上に関する各種調査・情報収集の実施
- キ センターの周知及びネットワークの構築
- ク その他自由提案（任意）

③ 貴法人の特色及び優位性

- ・事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性があれば記入すること。
- ・過去の類似事業実績があれば記載すること。

(2) 提出書類について

企画提案に当たっては、以下の書類を添えて、提出期限までに持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、到着確認が可能な手段とし、提出期限内の必着とすること。

書類	様式	備考	提出
企画提案応募申請書	様式 1		1 部
企画提案書 ※(1)を参照	任意	・別掲「業務委託仕様書」7の業務内容の具体的な提案内容を簡潔明瞭に記入すること ・サイズはA4版とする（縦横どちらでも可） ・モノクロ、カラーは問わない	7 部
経費見積書	任意	・費用内訳が分かるよう記載すること	
会社概要	様式 2		
業務実績調書	様式 3		
統括責任者の経歴 及び実績等調書	様式 4		
誓約書	様式 5		1 部

7 企画提案審査

- (1) 企画提案選定委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、優先交渉順位を決定する。
- (2) プレゼンテーション審査は、令和7年6月3日（火）を予定。詳細は後日通知する。
- (3) 別添の「審査基準表」に従い、最も優れた提案者を選定する。
- (4) 審査の結果は、全ての提案者に対して通知する。

8 契約

原則として第一位の評価となった者と委託契約を締結する。ただし、業務委託契約に関して必要な事項が合意に至らない場合は、次順位の者を繰り上げて協議を行う。

9 その他

- (1) 企画提案に要した経費については、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 事業の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議して進めていくものとし、提案内容の全ての実施を保証するものではない。
- (6) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則第 101 条第 2 項

(契約保証金)

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 お問い合わせ・書類提出先・質問受付メールアドレス

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県保健医療介護部高齢者介護課（担当：宮城、山城）

【TEL】 098-866-2214 【E-mail】 aa021156@pref.okinawa.lg.jp

審査基準表

（令和 7 年度沖縄県介護生産性向上総合事業に係る業務委託）

審査項目	審査内容	配点
1 業務実施方針	○事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	10
2 実施体制	○事業を円滑かつ確実に実施できる人員の確保及び関係機関との連携によるサポート体制が組まれているか。	10
3 事業の内容		
会議の運営支援及び調査業務	○本県の介護人材確保施策の全体像と本業務の位置付けを理解し、適切に会議を運営していくことができるか。	5
相談窓口の設置	○センターの職員は、介護現場の実態や生産性向上の内容を理解した人材の配置が考えられているか。 ○事業者支援のための適切な相談対応が可能で、ワンストップでの体制の提案となっているか。	15
有識者の派遣及び伴走支援の実施	○派遣先の事業所で幅広い課題に対応できる有識者の選定を想定しているか。 ○派遣の流れ、派遣先の募集方法や選定方法等、効果的に伴走支援が実施できるスキームが作成されているか。	15
介護ロボット・ICT機器の展示、試用貸出	○介護ロボット・ICT機器の展示方法について、効果的な周知や多数の事業者が参加できるスキームが提案されているか。 ○試用貸出の実施体制、協力企業との調整方法等、スムーズに貸出ができるスキームが作成されているか。	10
介護現場における生産性向上の取組に関する研修会	○研修テーマが適切に設定されているか。 ○効果的な研修内容の整理や体系立てがなされているか。 ○受講後の効果検証を考慮した提案がなされているか。	10
生産性向上に関する情報発信	○生産性向上に係る最新情報やモデルとなる情報を収集し、介護サービス事業所へ効果的に提供できるような内容となっているか。	5
生産性向上に関する各種調査・情報収集の実施	○調査の実施体制、調査の具体的なスキームが作成されているか。	5
その他自由提案	○提案者ならではのノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。	5
4 業務フロー・スケジュール	○年間の業務スケジュール、実施内容、担当者の役割分担等、計画的かつ適切で実現可能な提案がされているか。	5
5 経済性	○経費の内訳、範囲が明確で、提案価格に妥当性があるか。	5
計		100